

特許庁の最近の取組について

2025 知財・情報フェア&コンファレンス

2025年9月11日

特許庁特許技監 安田 太



1

審査の状況

2

知財戦略及びスタートアップ支援

3

AI関連の取組

4

特許庁デジタル戦略202X

5

万博出展

1. 審査の状況

特許審査の状況

- ◆ 特許審査の迅速性について、2014年に10年目標としてFA10、STP14※の実現を掲げ、2023年度に達成（**2023年度実績：FA9.4ヵ月、STP13.8ヵ月、2024年度実績：FA9.1ヵ月、STP13.0ヵ月**）。

※ 一次審査通知までの期間10月以内、権利化までの期間14月以内

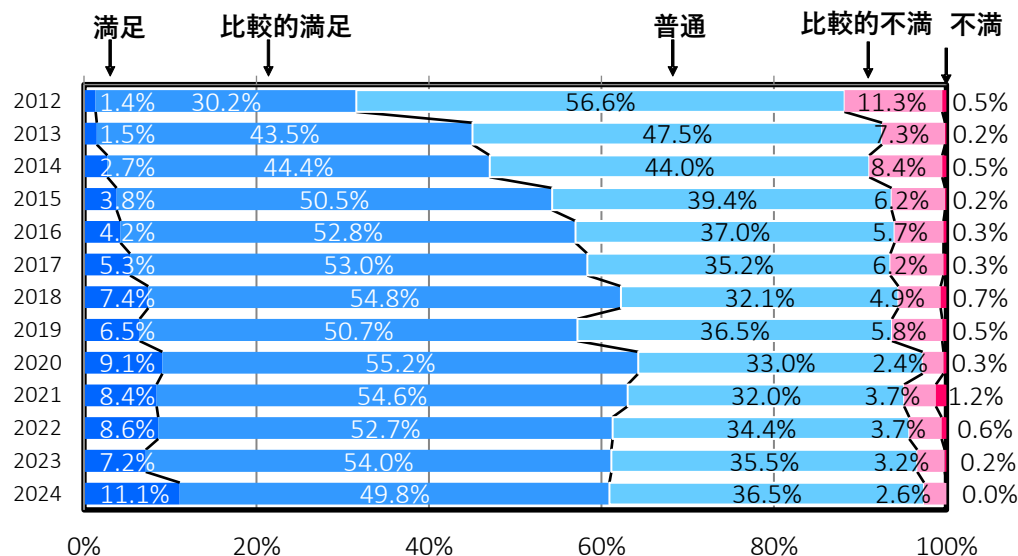
- ◆ 2024年度以降の目標は、特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）を維持することです。
- ◆ 併せて特許審査の質の向上に取り組んでいます。

一次審査期間と権利化までの期間

2023年	一次審査通知 までの期間 (FA期間)	権利化までの期間 (STP期間)
日本	9.5ヵ月	14.0ヵ月
米国	20.3ヵ月	24.8ヵ月
欧州	5.0ヵ月	24.9ヵ月
中国	13.2ヵ月	16.0ヵ月
韓国	16.1ヵ月	20.1ヵ月

特許審査の質についてのユーザー評価

【ユーザー評価調査（特許審査全般の質）】



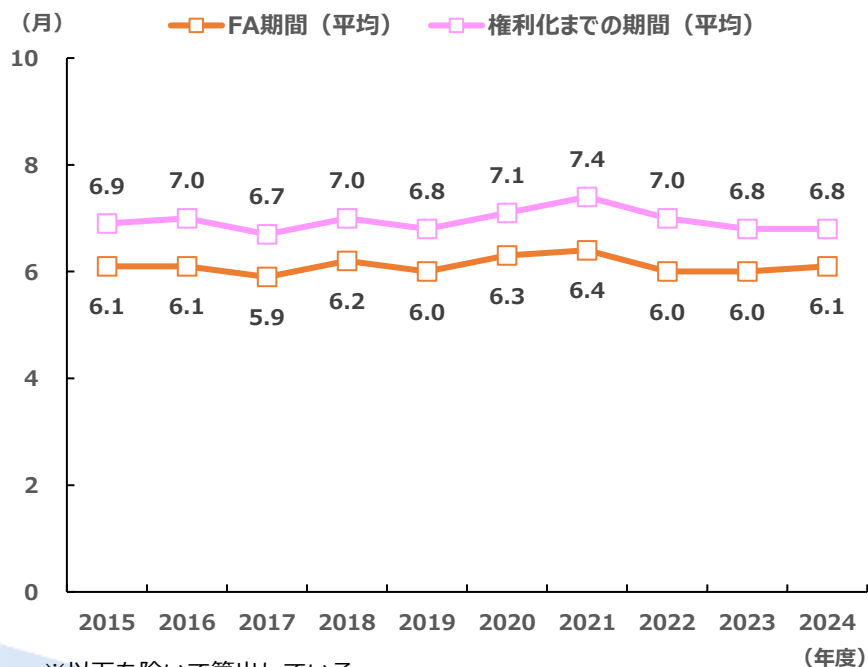
※ 欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。

（資料）IP5 Statistic Report 2023

意匠審査の状況

- ◆ 一次審査通知までの期間は**平均5～7か月**、権利化までの期間は**平均6～8か月**とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- ◆ 併せて意匠審査の質の向上に取り組んでいます。

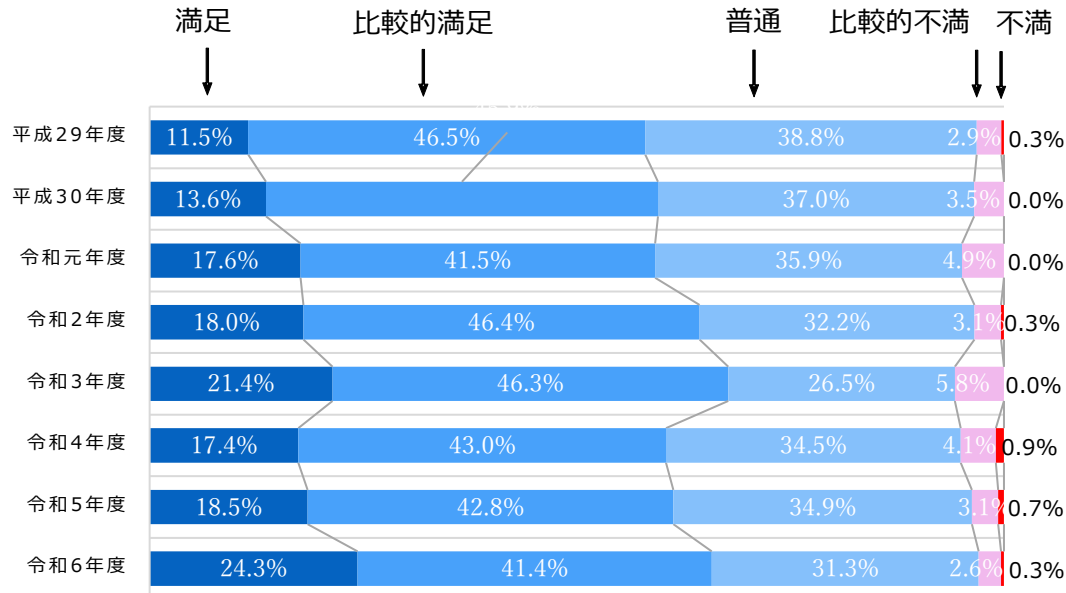
一次審査期間と権利化までの期間の推移



※以下を除いて算出している
 ・ハーグ出願
 ・令和元年改正意匠法により新たに保護対象となった領域に係る出願（2020～2023年度）

意匠審査の質についてのユーザー評価

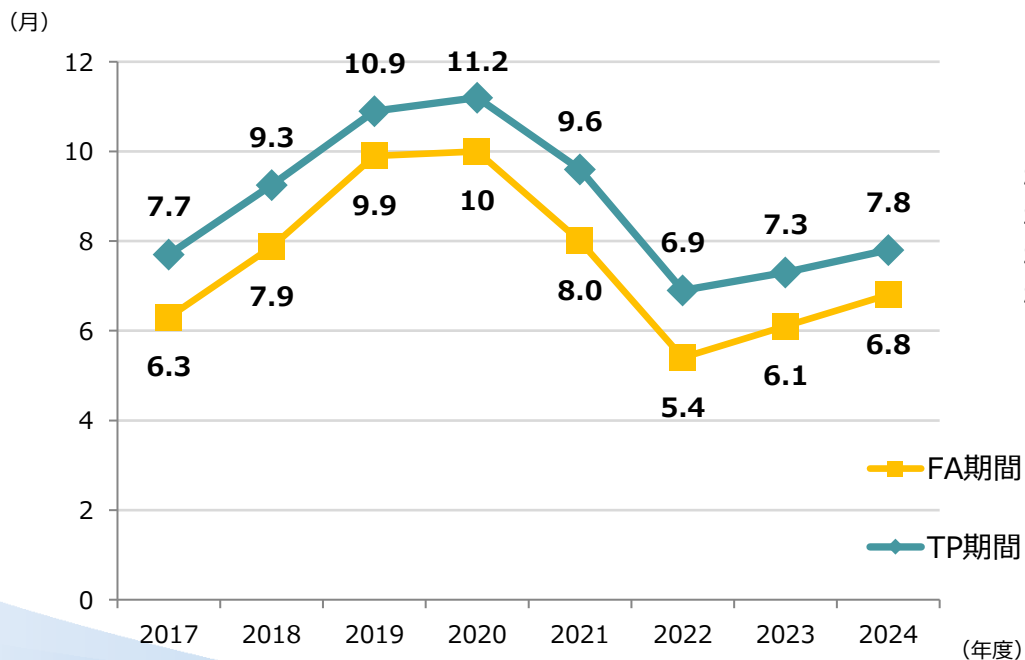
【ユーザー評価調査（意匠審査全般の質）】



商標審査の状況

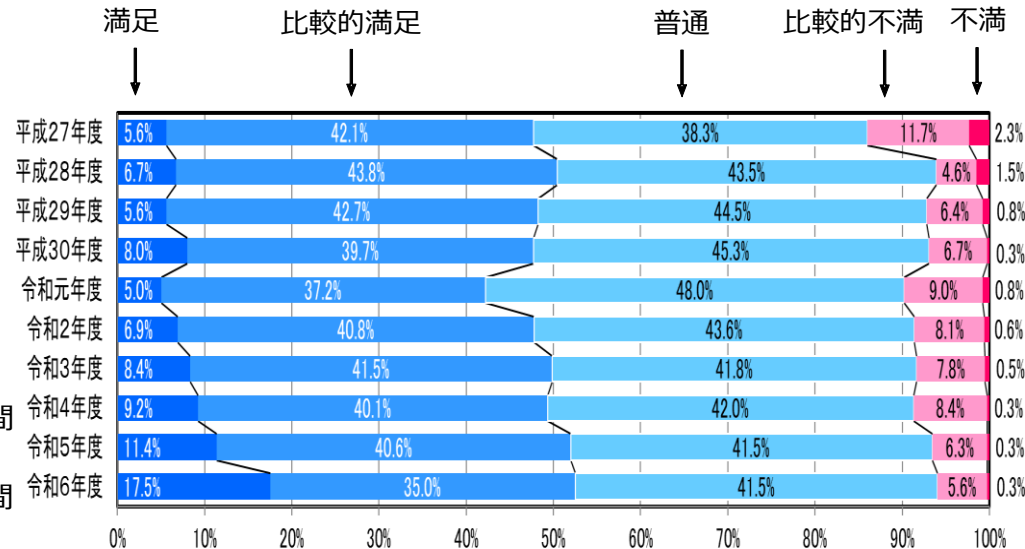
- ◆ 一次審査通知までの期間は**平均5.5～7.5か月**、権利化までの期間は**平均7～9か月**とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- ◆ 併せて商標審査の質の向上に取り組んでいます。

一次審査期間と権利化までの期間の推移



商標審査の質についてのユーザー評価

【ユーザー評価調査（商標審査全般の質）】



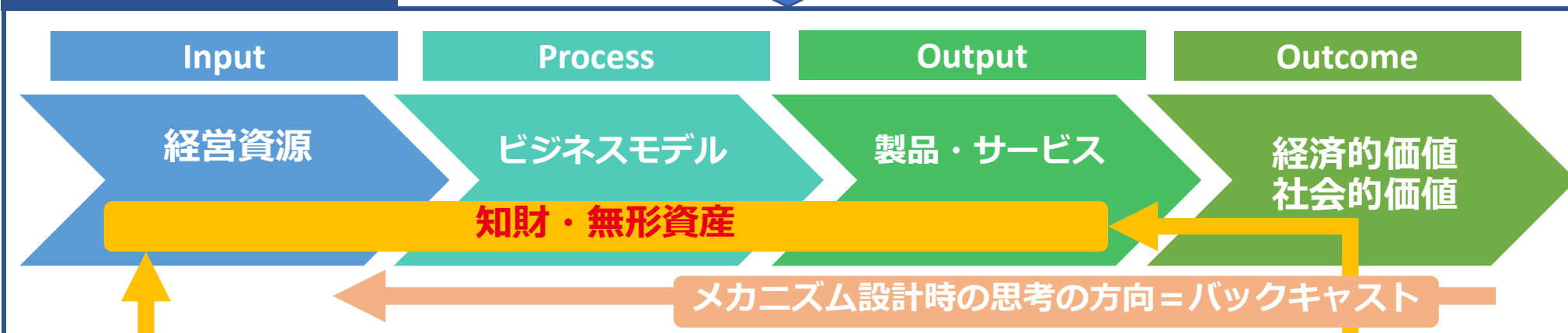
2. 知財戦略及びスタートアップ支援

IPランドスケープとは

- IPランドスケープとは、経営戦略又は事業戦略の立案に際し、(1) **経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施**し、(2) その分析結果（現状の俯瞰・将来展望等）を**経営者・事業責任者と共有**すること。その結果に基づいて、**意思決定が行われる**。

企業のミッション／ビジョン／バリュー

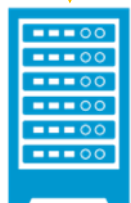
価値創造メカニズム



【IPランドスケープ】

経営・事業における知財・無形資産の位置づけを可視化・裏付け

- ① コアコンピタンスの特定、競合他社の状況把握
- ② R&Dテーマ・新規事業の探索、M&A・アライアンス候補の選定
- ③ 傾向の把握、将来予測 など



知財情報

コーポレートガバナンスコード
の改訂

知的財産への投資に関する補充
原則が追加された。

- ・ 知財投資の**開示・提供**
- ・ 知財投資の**監督**

知財経営ガイドブック

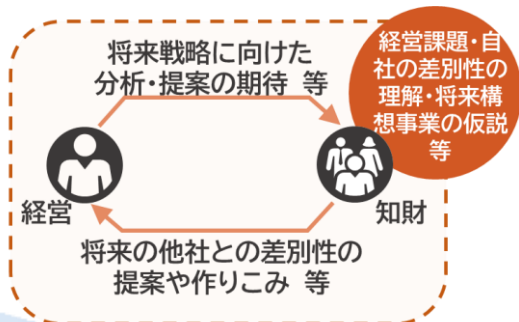
知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック～経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集～
(2023年発行)



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_keiei_guide.html

企業の経営層と知財部門とのコミュニケーションを活性化するためのガイドブック。

経営層と知財部門を取り巻く「意識」や「情報」のギャップの実態を調査。



将来の経営、事業への貢献が知財部門の役割
そのための情報交換も活発

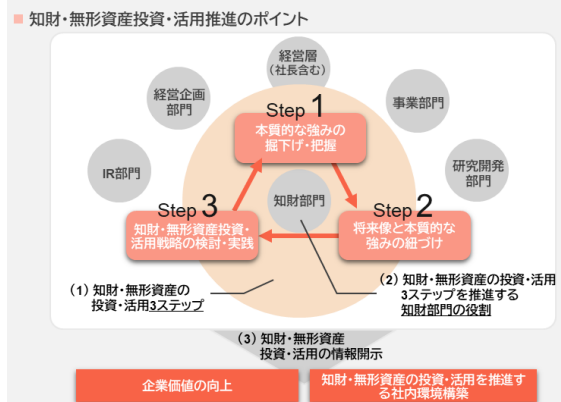
知財経営への招待
～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～
(2024年発行)



<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/>

知財・無形資産の投資・活用の実践及び適切な情報開示に向けて、取り組むべき事項をまとめたガイドブック。

知財部門の役割、知財・無形資産の投資・活用に係る情報開示の重要性や方法論について、事例とともに紹介。



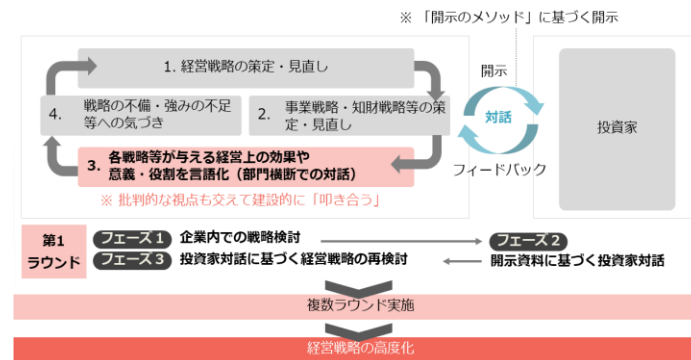
企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～
(2025年発行)



https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html

ステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の開示に向けたマインドセットや、その方法をまとめたガイドブック。

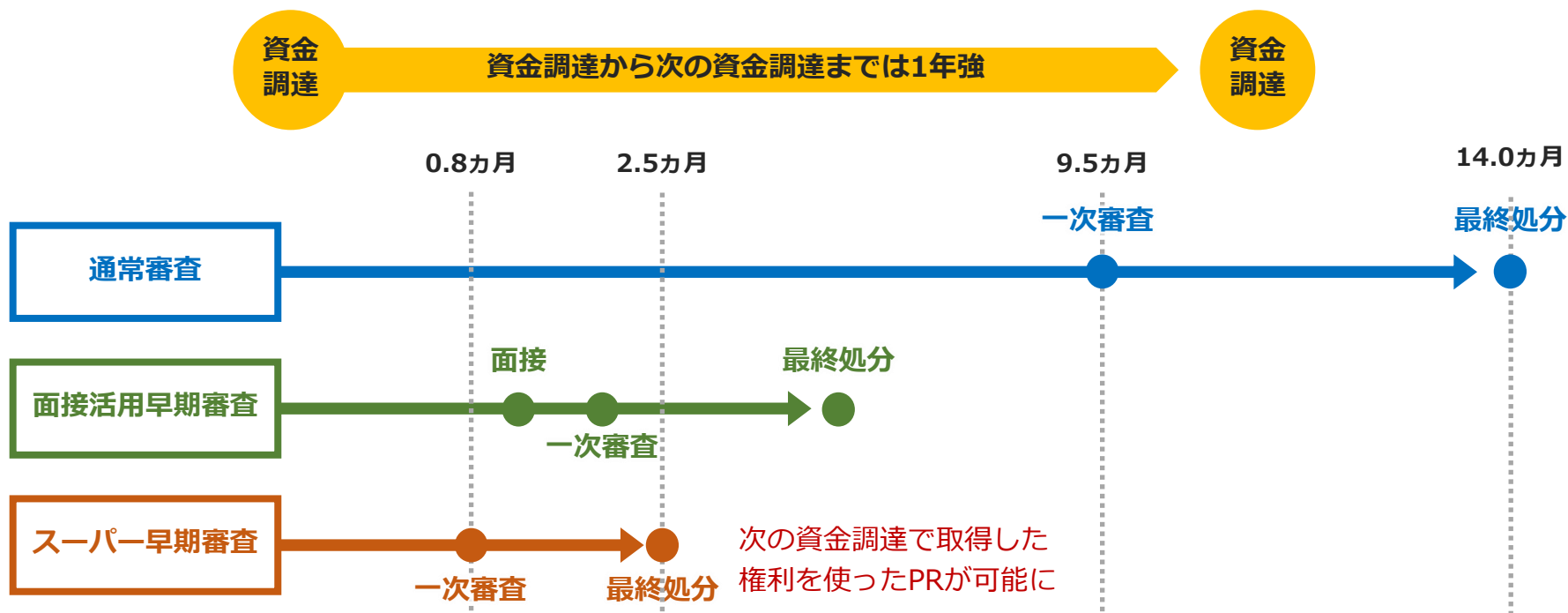
知財・無形資産に係る開示の充実化と建設的な対話の実現に向けて、企業の事例や投資家へのヒアリングで得られたコラムも紹介。



特許分野でのスタートアップ支援

スピード

- ◆ 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査ではコミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供しています。
- ◆ とにかく早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応します。



※企業規模要件等あり、数値は全て2023年平均値

※「通常審査」の各期間は「審査請求」を起点に計算

※「面接活用早期審査」、「スーパー早期審査」の各期間は「早期審査に関する事情説明書」の提出を起点に計算

意匠分野でのスタートアップ向け早期審査を開始

- ◆ これまで意匠分野においては、権利化に緊急性を要する実施関連出願、外国関連出願及び震災復興支援関連出願のみが早期審査の対象となっており、スタートアップ企業というだけでは、早期審査の対象とはなりませんでした。
- ◆ 近年、事業の安定性確保やVC 等から資金調達をするため、スタートアップ企業が意匠出願をする例が増えています。
- ◆ これを踏まえ、2025年4月から意匠分野においても、スタートアップ企業による実施関連出願を対象とした早期審査を開始しました。
- ◆ 従来の意匠審査は出願から一次審査結果の通知まで平均約6ヶ月であるところ、当制度の活用により、早期審査の申請から約3ヶ月以内での一次審査結果通知を実現見込みです。

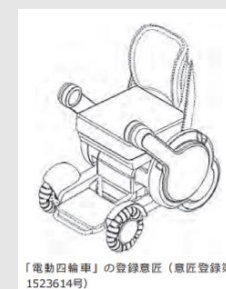
投資家からの資金調達に意匠権を活用するスタートアップの例

WHILL株式会社

「すべての人の移動を楽しくスマートにする」をミッションとして、パーソナルモビリティの開発・販売を行うスタートアップ。2014年に初号機WHILL Model Aを、2017年に2号機WHILL Model Cを発売し、現在、日本、北米、欧州で事業を展開。

世界的なデザイン賞であるRed Dot Design Award、グッドデザイン賞、iF Design Award、CES 2018でBest of Innovation Awardなど国内外の賞も多く受賞。

意匠権を模倣品対策と、投資家へのオリジナリティーのアピールに活用し、資金を調達。



出典：特許庁「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」

知財アクセラレーションプログラム（IPAS）の実績

- 知財アクセラレーションプログラム（IPAS）では、知財専門家及びビジネス専門家からなる知財メンタリングチームをスタートアップに派遣することにより、事業戦略に連動した知財戦略構築等を支援。
- 平成30年度から令和6年度までで122社に支援。IPAS支援後にシリーズが進展した企業数は41社、IPAS支援後の業務提携数103件、EXITした企業数は4社（いずれも令和5年度事業までの支援対象に関する集計）
- IPASは、令和6年度よりINPITに移管。INPITの専門窓口の専門家（知財戦略エキスパート）などと連携して、シナジーを向上させたスタートアップ支援体制を構築。
- INPIT移管後は2年事業として実施し、公募は常時受付け、2年間で4回、10社ずつスタートアップを採択。移管後も引き続き知財専門家とビジネス専門家（知財戦略プロデューサー）からなるチームを創業期のスタートアップに派遣し、ビジネス戦略と、それに基づく知財戦略の構築等についてメンタリング支援を行う。

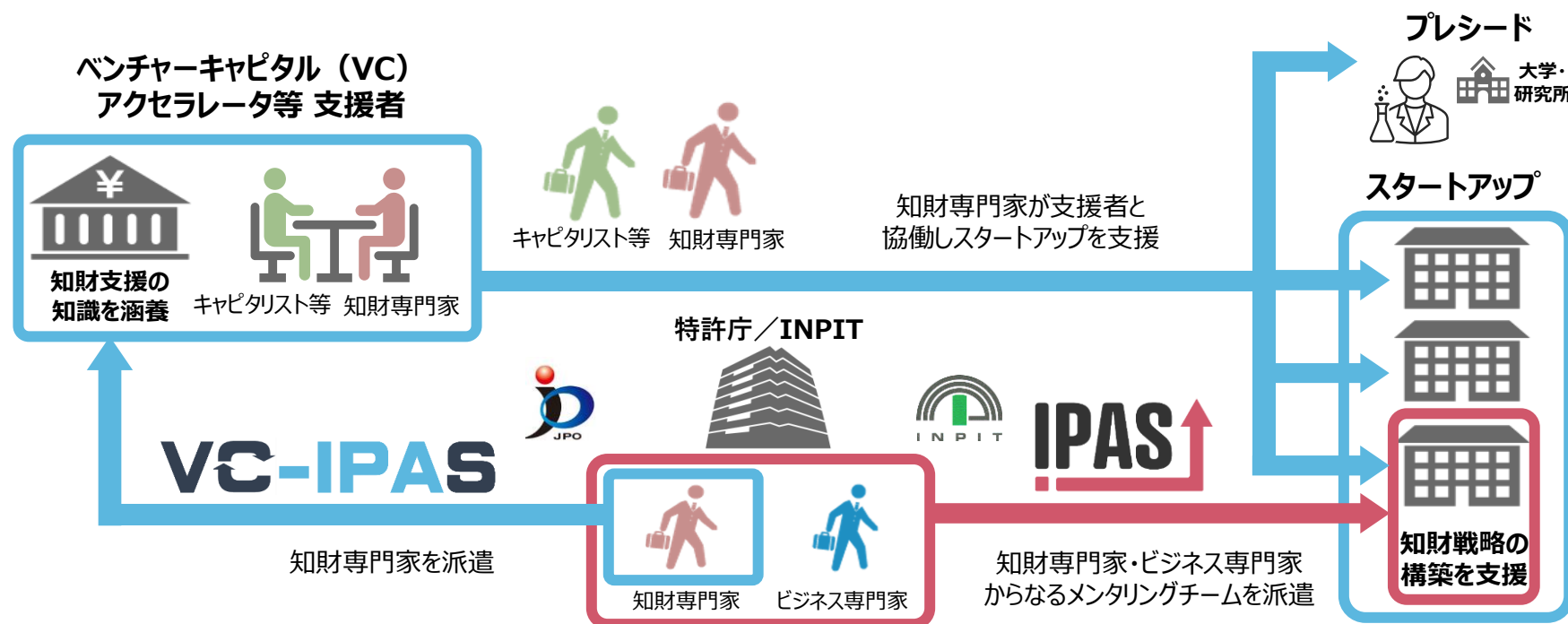


*1:2025年6月時点 *2:2024年6月時点 *3:2025年8月時点

INPIT移管後は2年で4回、各10社採択。同趣旨のメンタリング支援を実施。

ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業（VC-IPAS）

- スタートアップの多くは、VCやアクセラレータ等の支援者からビジネス面の助言やハンズオン支援を受けており、VC等の支援者が事業計画も踏まえた知財戦略策定支援を合わせて実施できれば、効率的なスタートアップへの支援が期待できる。
- このため特にスタートアップに積極的に成長支援を実施する支援者に対して知財専門家を派遣することにより、VCのキャピタリスト等と知財専門家が協働して、スタートアップに対して知財面からも支援を行えるようにする。
- 派遣を通してキャピタリストの知財活用能力の向上、民間事業者による知財支援を推進する。



2024年度はVC15社に派遣。2025年度はVC20社に加え、アクセラレータ等にも派遣予定。

3. AI関連の取組

A I 技術活用の目的とこれまでの取組

A I 技術活用の目的

産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化を踏まえ、特許行政事務の高度化・効率化を図り、ユーザー向けのサービス向上につなげる

これまでの取組

2014年度：機械翻訳においてA I 技術の適用を試行開始

2016年度：特許庁業務全体についてA I 技術適用可能性を検討

2017年度：人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム（A I 検証P T）設置、
実証事業の開始、アクション・プランの策定・公表

2018年度：アクション・プランの改定・公表

2019年度：アジャイル型内製開発チームの立上げ、アクション・プランの改定・公表

2022年度：新たなアクション・プラン（2022～2026年度版）の策定・公表

2025年度：アクション・プラン（令和7年度改定版）の策定・公表



- 一部の業務について、A I 技術活用に関する技術実証を終え、アジャイル内製開発により業務試行中
- 業務内容に精通した職員とプログラマーのチームでアジャイル型内製開発を実施
- A I 技術の進展に応じ、生成A I 技術の業務への適用可能性について検討を開始

これまでのアクション・プランの主な成果

分類付与（特許分類付与支援）

- ・外国語の特許文献に対して、日本語に機械翻訳したテキストを入力として、分類情報を推定。推定結果を外国語の特許文献に対して紐付けることで、テーマコード、F I、F タームおよび日本語テキストを用いた外国特許文献検索を可能に。なお、テーマコードについてはJ-PlatPatでも検索に利用可能。

先行技術調査（画像検索技術の特許図面への適用）

- ・審査対象案件の「図面」および「明細書」における図面の記載を元に、関連性の高い図面を有する特許文献を優先的に提示。
- ・審査官の先行技術文献検索を効率化。

先行技術調査（特許文献のランキング表示）

- ・調査対象となる特許文献に含まれる情報（書誌情報、分類、請求項、明細書、引用回数等）を用いて、審査対象案件との類似度に関するスコアを付与し、スコアの高い順に表示。
- ・審査官の先行技術文献検索を効率化。

先行図形商標の調査（商標イメージサーチ）

- ・出願された商標の画像の特徴量と、先行商標の画像の特徴量を用いて類似度を算出し、類似度の高い順に表示。
- ・検索精度向上のため、令和3年度に機械学習コンペティションを実施。上位入賞者の予測モデルは、令和4年度に特許庁のイメージサーチツールに搭載済。

AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究（令和6年度）

- ◆ 令和5年度に引き続き、令和6年度は発明創作過程において用いられるAIの現状の技術水準を把握し、その上で発明保護の在り方に関する課題や対応策を有識者の意見を踏まえて整理した。
また、将来的な技術水準を予測し、将来的な課題や対応策についても分析した。

◆ 実施方法

国内ヒアリング（AI研究機関5機関、企業10社、法学者5名）
公開情報調査、海外質問票調査、有識者委員会

委員会

※所属・肩書きは令和7年3月時点

中山一郎	北海道大学大学院法学研究科 教授(委員長)
東海林保	TMI総合法律事務所 顧問弁護士
高村大也	産業技術総合研究所 研究チーム長
谷口信行	中村合同特許法律事務所 パートナー弁理士
濱野敏彦	西村あさひ法律事務所 パートナー弁理士・弁護士
前田健	神戸大学大学院法学研究科 教授

- ◆ 有識者委員会（中山一郎委員長）による検討結果は以下のとおり。

- AIを活用した発明の保護に関する問題は、AIの活用の有無にかかわらず存在する既存の問題が助長されるケース（記載要件、新規性・進歩性の判断等）と、AIによって新たにAI特有の問題が生じるケース（発明該当性、発明者適格等）が挙げられる。特許法そのものはAIを想定して法制化されたものではないが、前者については、従来の問題と本質的に異なるわけではなく、今後の技術進展により量的な増加が予想される。
- これらの課題に対しては、引き続き、AI技術について動向を注視するとともに、必要に応じて、ガイドラインによる明確化や審査における運用の整理・公表などを行っていくことが望まれる。また、これらの点を踏まえた審査環境の整備、ひいてはAIによる審査支援の体制整備も今後検討が必要となるであろう。

* 本調査研究においては、AIを、LLM（大規模言語モデル）に加え、シミュレーションなど演繹的な処理を伴うものも含め、情報システム全般を含むものと定義して、調査を行った。

AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究（令和6年度）

<各調査項目についての結果概要>

（1）特許を受ける権利・保護対象

- 現行法上の解釈では、AIは自然人・法人ではなく権利義務の主体ではないため、特許を受ける権利を有しない。
- 発明者として認められるほど自然人が創作に関与していない生成物は、現行法上、特許法の保護対象ではない。
- AIを利用して創作した場合の発明者の認定基準に関して、発明の技術的特徴部分への自然人の創作的な関与が小さくなる可能性を踏まえ、実務上の運用については、実例を収集し、対応を検討していくことが考えられる。

（2）新規性・進歩性

- AIを「当業者が用いる通常の技術的手段」に含めて進歩性を判断することに肯定的な意見が見られた。
- 技術水準の設定について、どのAIを選択するかにより水準が異なる、出願時の技術水準の把握が難しい等の課題がある。審査官は、単なる主観的判断にとどまらず具体的な根拠を提示し、出願人との意思疎通等も活用し、客観性・妥当性のある審査をすることが望まれる。
- ハルシネーションにより誤情報が含まれるAI生成物の引例適格性について、真偽不明な情報を引例とすることの問題はAI生成物に特有の問題ではなく、現状の審査基準に基づき引例適格性のないものは排除される。今後は、必要に応じて運用の明確化やAIを活用した真偽検証支援等の審査環境の整備を検討することが考えられる。

（3）記載要件

- AIを創作・出願書類の作成等に活用した場合に明細書等に虚偽の記載が含まれる可能性があるが、虚偽記載が含まれることに起因する懸念は従来から存在するものであるし、現状問題化しているとはいえないことから、直ちに対応が必要な問題として捉える必要性は低い。
- マテリアルズ・インフォマティクス（MI）に係る発明の記載要件について、現状では実際の実験結果の記載が要求される。将来においては、MIによる予測と実際の実験結果との差異の評価のみならず、実施可能要件等の趣旨に照らして慎重な検討が必要である。

4. 特許庁デジタル戦略202X

「特許庁デジタル戦略202X」

- 次期中長期計画においては、より良いユーザー体験・行政サービス提供、業務効率向上等を実現させる計画を検討中。
- 次期中長期計画に向けた考え方として「特許庁デジタル戦略202X」を策定し、2024年11月25日に公表。同戦略に基づき、具体的な開発内容等について検討を進め、今後のアクションプランを整理していく。
- 特許庁が保有する I P 情報の有効活用を促進するため、I P 情報の提供の在り方を検討開始。他庁の状況を調査中。

特許庁が目指すべき将来像

- ①より良いユーザー体験・行政サービスを提供するとともに、
②業務の効率性・利便性を向上させ、
併せて③職員の多様な働き方を後押しする



特許庁の変革

JPO × デジタル × モダナイゼーション

特許庁は、高度でスマートなデジタル環境に向けた4つの目標を達成するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針も踏まえつつ、システムを大胆に変革し、デジタルの活用で世界の知財をリードします

➤ システムを変えます

技術のトレンドを踏まえたオープンなアーキテクチャや最新のセキュリティ技術の採用、外部システムとの連携の強化、AI活用の拡大など、システムのモダン化を進めます

➤ システム開発のあり方を変えます

アジャイル開発・内製開発の拡大、システム開発の手の内化と適正な競争の確保など、コストを低減しつつ、システム開発の柔軟性と迅速性を高めます

➤ デジタルをより活用できる組織へ変わります

職員のデジタルリテラシーを高め、組織の意思決定を迅速化し、ユーザーとともに業務・制度・システムを三位一体で改革できる組織を目指します

ePCTプロジェクトについて

経緯・目的

特許庁デジタル戦略202Xを踏まえ、利便性向上や開発コスト低減につなげるため、WIPO国際事務局が提供する「ePCT」の活用に向けたプロジェクトを進行中。

ePCT活用のメリット



DAS利用可能

PCT国際出願についてもDAS（優先権証明書のデジタルアクセスサービス）が利用可能

2025年4月から既に開始



オンライン発送の導入

主要な発送書類をオンラインで確認することが可能

2025年9月頃
オンライン発送に向けた試行開始
（特許庁HPにて詳細案内予定）



Webベースでの出願ツール

ソフトウェアの更新が不要で、いつでも最新の様式で手続可能
世界中どこからでもブラウザでアクセス可能

導入検討中

ePCT利用拡大の想定スケジュール

2025年4月
DAS対応

2025年9月頃
オンライン発送
に向けた試行

2026年～
準備が整い次第、
オンライン発送

2028年～
準備が整い次第、
出願受付

5. 万博出展

万博出展 ～知的財産の活用による社会課題の実現～

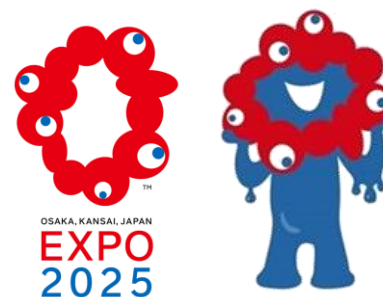
- 社会価値の共創などの新しい知財の活用事例（I-OPENプロジェクト等）や社会課題解決に貢献する新技術を実演・展示予定
 - 2025年10月2日～10日（EXPO メッセ「WASSE」）9:00-21:00
※10月2日のみ18:00-21:00
 - 主催：特許庁 共催：日本弁理士会
 - 出展：特許庁、日本弁理士会、近畿経済産業局、INPIT
- 世界知的所有権機関（WIPO）等と連携し、社会課題解決に向けた知財活用の促進等に関する国際フォーラム等を開催予定
 - 2025年10月4日、テーマウィークスタジオ（オンライン配信有）

国際フォーラムHP（外部リンク）

<https://expo2025-jpo-international-forum.jpo.go.jp/>



世界的な社会課題を解決し、SDGsを達成するためのツールとして、
知財が有益であることを世界に発信する。



©Expo 2025

大阪・関西万博

公式キャラクター「ミヤクミヤク」

提供：2025年日本国際博覧会協会

万博出展 ～EXPOメッセでの展示～

- イベントタイトル：「明日を変える知財のチカラ ～想いを届ける、世界をよくする～」
- 知財は、「世の中を良くしたいという想いのある人」が「社会課題を解決するために使えるツール」としても使えるものであることを発信
- 特に、若年層の方に向けて、知財の世界に興味を持っていただくための、社会課題解決に向けて知財を活用しているフロントランナーを紹介する展示や、社会課題を解決する特許技術を使った製品の体験、ステージイベント等を企画



特許庁ウェブサイト内
特設サイト

<https://www.jpo.go.jp/news/expo2025>

万博出展 ～EXPOメッセでの展示～

- 展示企業の一例：Synflux株式会社は、衣服を作る際にどうしても出てしまう大量の布の廃棄物を削減すべく、型紙を自動生成するシステムを開発し、特許権・商標権を取得。知財を活用して、想いを共にする多くの企業と連携している。
- ステージイベントの一例：音楽を身体で感じる音楽会（仮）、知財ビジネスアイデア学生コンテスト、社会課題解決に取り組む学生のための知的創造教育ステージイベント、I-OPENイベント等を開催し、社会課題解決を推進。

“知財のチカラ”を実感しよう



特許技術を体験しよう



ステージイベントに参加しよう



EXPOメッセ内ステージイベントの例
10月4日（土）

近畿経済産業局

知財ビジネスアイデア学生コンテスト
（コンテスト本選（最終審査会））

10月5日（日）

INPIT（工業所有権情報・研修館）
社会課題解決に取り組む学生のための
知的創造教育ステージイベント

10月6日（月）

INPIT（工業所有権情報・研修館）
知的財産への理解促進に向けた、女性
起業家・女性経営者等との交流イベント

万博出展 ～国際フォーラム～

- ・ 2025年10月4日（土曜日）、特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）や、各国の知財庁等と連携し、SDGsに向けた知財活用の促進等に関する国際フォーラムを開催。

場所：万博会場・テーマウィークスタジオ（オンライン配信有）

第1部 EXPO2025 JPO-WIPO AWARD 授賞式

- WIPOと連携したアワードの授賞式を開催予定（気候変動や女性活躍等の分野においてより良い未来社会をデザインする知財活用企業が対象）。

第2部 WIPO GREEN ラウンドテーブル

- WIPO GREEN等を通じた社会課題解決に貢献する環境技術や移転技術の成功例、マッチングの課題に対応した解決策、政府/産業界の役割、グリーン分野の知財庁施策等を議論するラウンドテーブルを実施予定。
- さらに、WIPOが発行するグリーンテクノロジーブックの万博エディションの発表を実施予定。

第3部 Women & Youth ラウンドテーブル

- 知財エコシステムの裾野を広げるため、女性や若者が発明・イノベーションに関わることの意義等を発信するラウンドテーブルを実施予定。

万博出展 ～国際フォーラム～

・ WIPOタン事務局長や各国知財庁長官が登壇予定



JPO
河西長官



WIPO
タン事務局長



ブラジル(INPI-Br)
ロドリゲス部長



カナダ(CIPO)
ジョーガラス長官



中国(CNIPA)
王一級巡視員



欧州(EPO)
カンピーノス長官



フランス(INPI-Fr)
フォール長官



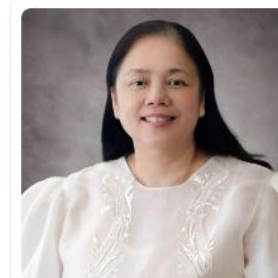
ドイツ(DPMA)
シェヴィオール長官



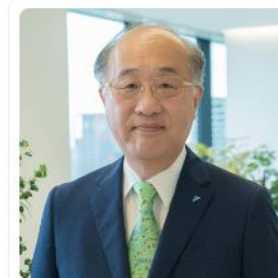
韓国(KIPO)
キム庁長



ラオス(DIP)
ノーラシン局長



フィリピン(IPOP HL)
ヴィラルズ長官



ダイキン工業(株)
WIPO GREENアンバサダー
山本氏



ありがとうございました

